



## 白河市立白河第四小学校

校長 関根 善輝

○住所 久田野豆柄山3  
○電話 ☎3245

### 「体と心をきたえ、がんばりぬく子」

本校は、果樹畑やたくさんのお木々に囲まれた自然豊かな環境の中にあり、児童は、毎日楽しく学習に取り組んでいます。本校の特色の1つとして、運動会での全校リレーがあります。全校児童が4つのグループに分かれ、1つのバトンに心を込めて走ります。児童はもちろん保護者や地域の方も大いに盛り上がり、地域の一体感を強く感じます。

#### <確かな学力>

わかる授業や個に応じた指導に力を入れ、学力の向上に努めています。毎学期に漢字・算数コンクールを実施し、基礎基本の定着を図っています。

#### <豊かな心>

なかよし集会や縦割り班活動などを通して、思いやりの心や仲間意識を育てています。地球温暖化防止や栽培活動に取り組み、環境を大切にしている心も育てています。

#### <健やかな体>

マラソン大会やなわとび記録会など、自分でめあてを決めて運動に取り組んでいます。全校児童と一緒に食堂でおいしく給食を食べています。



▲わかる授業の推進（1年国語）



▲全校児童による全校リレー（運動会）

## 【図書館からのお知らせ】

4月1日から、表郷・大信・東図書館はサーバーが震災の影響で使えないため、貸出・返却・閲覧のみの限定されたサービスで運営を行っています。市立図書館は震災の影響により、4月30日に予定していた開館が延期となっています。

### 市立図書館の開館日程等は、決まり次第お知らせします。

ご不便をお掛けしますが、今しばらくお待ちくださるようお願いいたします。

#### ●表郷図書館（表郷庁舎2階） ☎324784

- ・開館時間 午前10時～午後6時
- ・休館日 毎週火曜日・第1水曜日・祝日・年末年始

#### ●大信図書館（中山義秀記念文学館内併設） ☎3614

- ・開館時間 午前10時～午後6時
- ・休館日 毎週月曜日・祝日の翌日・年末年始

#### ●東図書館（きつねうち温泉隣り） ☎31130

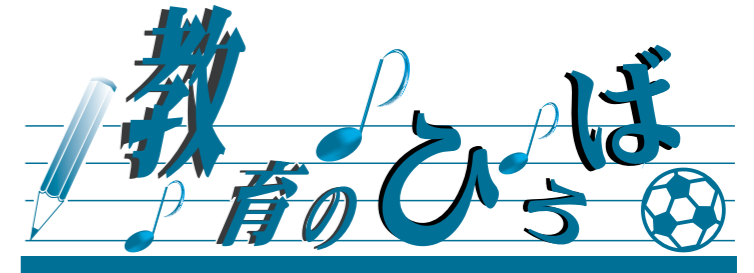
- ・開館時間 午前10時～午後6時
- ・休館日 毎週火曜日・毎月月末（月末が火曜日の場合はその翌日）・祝日・年末年始

※新着図書や雑誌については、各館にお問い合わせください。

☎市立図書館 ☎3250

### おすすめ！「しらかわ」運動

- し しっかりと大きな声であいさつを
- ら ランドセルの笑顔見守る地域の目
- か 簡単なことから始めようボランティア
- わ わがまちを誇りに思えるまちづくり



ほっと NEWS

## 福島県文化振興基金助成事業のご案内

財団法人福島県文化振興基金は、県民の文化活動が自主的に活発に推進されるよう個人または文化団体等の活動を援助・奨励し、県民による自由で創造的な特色ある県民文化を振興する目的で、昭和54年に設立されました。県・県内市町村及び民間からの出資金（基本財産）の運用益により、文化活動に対し助成事業を行っています。

### 《助成事業》

- ・文化活動の成果発表事業に対する助成
- ・発表会等への参加のための事業に対する助成
- ・文化財保護事業に対する助成
- ・特認事業（講演会等の文化事業）
- ・文化振興による地域づくり事業（事業費が75万円未満で、文化振興による地域活性化または地域づくりに関するソフト事業）
- ・伝統文化の保存、継承、発展事業
- ・文化交流事業（広報的または国際的な文化交流事業）

《対象者》 県内に住所、活動の本拠を有する団体または個人

《申請期限》(年に3回の申請受付があります)

- ・第1期 2月末日（4月～7月に開催する事業）
- ・第2期 7月末日（8月～11月に開催する事業）
- ・第3期 10月末日（12月～3月に開催する事業）



▲平成22年度採択事業  
「プレジールオーケストラ白河 第1回定期演奏会」

☎本庁舎生涯学習スポーツ課 内2383

### 【児童扶養手当の額が変更となりました】

昨年の全国消費者物価指数の下落により、4月分から児童扶養手当の額が次の表のとおり変更となりました。

区分	平成23年3月分まで	平成23年4月分から
全部支給	月額41,720円	月額41,550円
一部支給	月額41,710円～9,850円	月額41,540円～9,810円

### 【子ども手当が引き続き支給されます】

子ども手当は、4月から9月までの6か月間、引き続き支給されることとなりました。

支給金額	子ども1人につき 月額13,000円
支給対象となる子ども	0歳から中学校卒業まで（0歳から15歳になった後の最初の3月31日まで）
支給月	平成23年6月（平成23年2月分～5月分） 平成23年10月（平成23年6月分～9月分）

また、平成23年6月の現況届は不要になりますが、10月に届出・申請などが必要になる場合があります。その際は、再度お知らせします。なお、次の方は申請手続きが必要となります。

- ①出生などにより、新たに養育する子どもができた方
- ②すでに受給しているが、出生などにより養育する子どもが増えた方
- ③すでに受給しているが、他の市町村から転入された方

☎本庁舎子ども課 内2731